

令和2年土幌町議会第1回臨時会

1 議事日程第1号 5月8日(金曜日)午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 会期の決定

(諸般の報告)

日程番号3 行政報告

日程番号4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

日程番号5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

日程番号6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

日程番号7 議案第1号 土幌町国民健康保険条例及び土幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号8 議案第2号 物品購入契約の締結について

日程番号9 議案第3号 令和2年度土幌町一般会計補正予算

日程番号10 議案第4号 令和2年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算

2 出席議員

1 番	加藤 宏一	2 番	河口 和吉	3 番	大西 米明	5 番	伊藤 健蔵
6 番	清水 秀雄	7 番	牧野 圭司	8 番	曾我 弘美	9 番	中村 貢
10 番	森本 真隆	11 番	大野 明	12 番	矢坂 賢哉	13 番	秋間 紘一

3 地方自治法第121条の規定による出席者

町長	小林 康雄	教育長	堀江 博文
代表監査委員	佐藤 宣光		

4 町長の委任を受けて出席した者

副町長	高木 康弘	総務企画課長	亀野 倫生
会計管理者	上野 清子	町民課長	藤内 和三
保健福祉課長	藤村 延	健康介護担当課長	三島 裕子
産業振興課長	西野 孝典	建設課長	増田 優治
道路維持担当課長	佐藤 英明	建設課施設担当課長	田中 敏博
子ども課長	角田 淳二	病院事務長	土屋 仁志
消防課長	土屋 政勝	特老施設長	佐藤 慶岩
ほか、関係職員			

5 教育長の委任を受けて出席した者

参事	川口 久	教育課長	小野寺 務
給食センター所長	齋藤 英雄	高校事務長	藤井 由美
ほか関係職員			

6 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 角田 淳二

ほか関係職員

7 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 矢野 秀樹 総務係長 猪狩 賢明

8 会議録

会 議 の 経 過

(午前 10 時 00 分)

	秋間議長	ただいまの出席議員は12名です。 定足数に達していますので、これから令和2年第1回土幌町議会臨時会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。
1		日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、
		6番、清水秀雄議員及び7番、牧野圭司議員を指名します。
2		日程第2、会期の決定を議題とします。 お諮りします。 本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異 議 な し) 異議なしと認めます。 したがって会期は本日1日間に決定しました。 これから諸般の報告を行います。 閉会中の議会の主なできごとについては、お手元に配付した事務報告により、ご了承願います。 次に、北十勝2町環境衛生処理組合議会に関する報告は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。 なお、審議内容等につきましては、議員控室に配置していますので、随時閲覧願います。 これで諸般の報告を終わります。
3	小林町長	日程第3、行政報告、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。町長。 令和2年第1回臨時町議会にあたり、当面の諸課題についてご報告申し上げます。まず1点目は、新型コロナウイルスの感染についてであります。感染拡大が進む中4月7日には、改正特措法に基づく「緊急事態

小林町長

宣言」が発出され7都道府県を対象地域とし緊急事態措置を実施すべき期間は、5月6日までとされました。その後、対象地域以外にも感染が拡大するなか、4月16日には、「緊急事態宣言」を全国に広げることとされ、先の7地域に北海道を含む6地域を加えた13地域を「特定警戒都道府県」とされました。更に5月4日には、「緊急事態宣言」を5月31日まで延長とする決定がされたところであります。また、総額108兆2,000億円とする緊急経済対策のうち、1世帯当たり30万円の「生活支援臨時給付金」に代わり、国民1人当たり10万円とする「特別定額給付金」を給付することで、補正予算の組み替えがなされ、4月30日成立いたしました。この様な中、町としましては3月2日に「士幌町新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、感染防止対策を進めるとともに、今後の感染防止対策及び生活・経済支援対策の取りまとめを行い、今臨時議会に総額6億6,354万7千円となる関連補正予算を提案させていただいておりますので宜しくお願い申し上げます。何れもスピード感を持って実施していくことが求められており、特別定額給付金については、5月12日頃に発送し、5月27日から給付を行う予定であります。なお、5月6日時点での感染者は全国で15,477人、全道で879人、十勝で3人となっているところであり、全国的には、感染が抑制されて自粛が緩和される件があるなか、北海道については札幌市を中心に感染者が増加傾向であり、当面15日まで自粛要請が延長されることとなりました。これらの状況を踏まえて今後更に、感染防止及び生活・経済支援を適切に推進して参りたいと存じます。

次に職員の不祥事についてであります。町の職員が覚醒剤所持で逮捕されるという、町にとって前代未聞のあつてはならないことが発生しました。当該職員は4月1日付けで採用した特別養護老人ホームの介護職員であります。4月7日早朝、覚醒剤である「塩酸フェニルメチルアミノプロパンの結晶粉末約0.062グラム」を所持していたことにより音更町の自宅で逮捕され、警察での取り調べを経て4月17日に起訴となり4月20日に保釈されたところであります。これら処分等について、松浦顧問弁護士、北海道町村会などにも相談をして4月24日に士幌町懲戒審査委員会を開催いただき、その答申により同日付で懲戒免職処分と致しました。町の信頼を損ねる不祥事が発生したことは、誠に遺憾であり、議会そして町民の皆様に深くお詫びを申し上げます。町としてより重く受け止めながら私自身の任命権者としての責任も明らかにして参る所存であります。今後二度とこの様なことが起こることがないよう「士幌町職員不祥事防止行動指針」を策定しつつ、今一度コンプライアンスの徹底や職場環境の改善に努めて参りたいと存じます。改めて、町職員が覚醒剤に係わる事件を起こしたことにお詫びを申し上げご報告とさせていただきます。誠に申し訳ありませんでした。以上でご報告とさせていただきます。

4	秋間議長	これで行政報告を終わります。
	秋間議長	日程第4、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。
	亀野総務企画課長	総務企画課長、亀野より説明申し上げます。令和元年度士幌町一般会計補正予算第10号について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月30日付けをもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。
	亀野総務企画課長	1ページをご覧ください。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,484千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,693,610千円に改めたものであります。それでは歳出からご説明いたしますので最終ページの10ページをお開きください。2款1項14目愛のまち建設基金費25節積立金愛のまち建設基金積立金は寄附金額の確定により4,522千円を追加し、同基金に積立をするもので、特定財源として指定寄附金を同額充当いたしました。4款1項4目病院費24節投資及び出資金は実績により病院事業会計企業債に対する出資金2,962千円を追加するものでございます。続いて歳入についてご説明をいたしますので7ページをお開きください。2款1項1目 自動車重量譲与税から9ページ10款1項1目地方交付税まで、いずれも交付額の確定に伴いそれぞれの科目において精算したものでございます。続きまして18款1項3目財政調整基金繰入金200,000千円の減と、20款5項5目雑入の備荒資金組合納付還付金73,127千円を減額し、収支の均衡を図ったところでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。
	秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
5	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから承認第1号を採決します。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。
	藤村保健福祉課長	日程第5、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。
	藤村保健福祉課長	承認第2号、専決処分の承認を求めることについて保健福祉課長、藤村よりご説明申し上げます。令和元年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月30日付けをもって専決処分を行いましたので、その内容に

		ついて同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,550千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,106,307千円に改めたものであります。それでは歳出からご説明いたしますので5ページをお開きください。6款1項1目基金積立金は、決算見込みにより、25節積立金は国民健康保険準備基金積立金13,000千円を追加、特定財源として前年度繰越金2,592千円を充当するものであります。7款2項1目28節操出金は、直営診療施設勘定操出金3,550千円を追加、特定財源として同額、北海道特別調整交付金を充当するものでございます。続きまして歳入についてご説明いたしますので4ページにお戻りください。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税1節医療給付費分現年度課税分9,719千円、4節医療給付費分滞納繰越分689千円をそれぞれ実績見込みにより計上、3款1項1目保険給付費等交付金、2節保険給付費等交付金は特別調整交付金分を3,550千円を計上、6款1項1目1節繰越金は前年度繰越金を充当し収支のバランスを取りました。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、承認いただきますようお願い申し上げます。
	藤村保健福祉課長	
	秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから承認第2号を採決します。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。
6		日程第6、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。国保病院事務長。
	土 屋 国保病院事務長	国保病院事務長土屋より、令和元年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算第4号について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月30日付けをもって専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。ご説明申し上げます。1ページをお開きください。第2条の収益的収入及び支出の予定額では、収入1款 病院事業収益862,721千円を866,271千円に、1項医療収益410,634千円を414,184千円に改め、支出1款 病院事業費用966,673千円を967,935千円に、1項医療費用950,953千円を952,215千円に改めるものでございます。次に2ページの第3条の資本的収入及び支出の予定額では、収入1款 資本的収入212,417千円を215,379千円に、1項一般会計出資金45,456千円を48,418千円に改め、支出1款 資本的支出228,322千円を232,024千円に、2項企業債56,820千円を60,522千円に改めるも

		のでございます。それでは補正予算を説明書に基づき、収益的支出から説明をさせていただきますので、５ページをお開きください。１款１項医業費用では、令和元年度に処分した財産の残存価格の関係上、４目減価償却費で3,589千円を減額し、５目資産消耗費で4,851千円を追加するものでございます。続いて上段の収益的収入についてご説明をいたします。１款１項４目その他医業収益で国庫会計における国庫促進施設特別調整交付金の確定により、3,550千円を追加するものでございます。次に資本的支出を説明させていただきますので６ページをお開きください。
	土屋 国保病院 事務長	１款２項１目企業債償還金では平成30年度に借入をした企業債の元金据置期間を短縮したことにより3,702千円を追加、６ページ上段の資本的収入では企業債償還金の増に伴う、一般会計からの出資金をルールに基づき2,962千円を追加するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
	秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから承認第３号を採決します。
		本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。
7		日程第７、議案第１号、士幌町国民健康保険条例及び士幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長
	高木 副町長	議案第１号士幌町国民健康保険条例及び士幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。この改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染したことまたは、疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することが出来ない被保険者で給与の支払いを受けている者に対して、一定の期間に限り傷病手当金を支給するため。また、北海道後期高齢者広域連合においても同様に支給することとなったため、町の事務取扱を改定するものであります。第１条の士幌町国民健康保険条例の一部改正からご説明いたしますので説明資料の１ページをお開きください。左側の改正案の附則第２項の次に第３項から第８項までを追加するものであります。第３項は傷病手当金の支給対象となる期間として労務に服することが出来なくなった日から起算して３日を経過した日からといたします。第４項は傷病手当金の額を１日につき直近の継続した３月間の給与等の平均日額に３分の２をかけた金額といたします。第５項は支給期間を１年６月までと定め、２ページに移っていただきまして、第６項から８項については傷病手当金

		と給与等との調整を定めたものであります。次に第2条の士幌町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明いたしますので、説明資料の3ページをお開きください。この町において行う事務を定めている第2条の第7号の次に第7号の2といたしまして、広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えるものでございます。なお、後期高齢者医療においても、傷病手当金の内容については、先ほど説明いたしました国保と同様でございます。議案の3ページに戻っていただきまして、附則であります。第1項の施行日については公布の日から施行いたします。第2項は第1条の規定による改正後の士幌町国民健康保険条例附則第3項から第8項までの規定は傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に賦する場合に適用することとするものであります。なお、規則で定める日については、令和2年9月30日までとする予定でございます。以上、議案第1号の説明といたします。
	高 木 副町長	
	秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
8		日程第8、議案第2号、物品購入契約の締結についてを議題とします。朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	高 木 副町長	議案第2号、物品購入契約の締結について説明をいたします。この議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。議案の5ページでございます。契約の目的はX線テレビ装置購入であります。契約の方法は指名競争入札で、契約の相手方は帯広市東3条10丁目1 株式会社常光 帯広営業所 所長 高橋準哉であります。契約金額は20,900千円であります。次に説明資料の4ページをお開きください。入札執行日時は令和2年4月24日午前9時であります。指名業者名は株式会社常光 帯広営業所はじめ記載の3社であります。入札経過は第1回落札、予定価格は23,430千円でした。落札率は89.20%、最高入札額は32,780千円でございます。概要につきましては、国保病院のX線テレビ装置一式でありまして、納入期限は令和2年9月30日であります。以上、簡単ですが説明といたします。
	秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。 1 番 加藤議員。

9	加藤議員	入札計画に関しては終わっていることなので良いですが、この金額が最高の入札価格と実際落ちた金額で12,000千円以上開きがある。機器に対する性能等を当然理解されてのことだと思うが、普通の感覚だと30%以上値段の差があるものを大丈夫なのかと感じる。私もこの部分では素人なのでお聞きしたい。お答え願います。
	秋間議長	(国保病院) 事務長。
	土 屋 国保病院 事務長	国保病院事務長よりお答えをさせていただきます。うちの方としては、物の仕様等を明確にして、それぞれ指名した3社にご案内をさせていただいておりますので、そのうえでこの金額ですので問題は無いと捉えております。ただ、予定価格の事前公表はしておりませんので、このような金額で差が出てしまったものと思われます。以上です。
	加藤議員	わかりました。
	秋間議長	その他ございませんか。 (な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第9、議案第3号、令和2年度土幌町一般会計補正予算を議題とします。朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。
	亀野総務 企画課長	総務企画課長亀野よりご説明申し上げます。議案第3号、令和2年度土幌町一般会計補正予算第1号、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ663,547千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,922,547千円に改めようとするものでございます。今回の補正は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、去る3月30日に決定された国の令和2年度補正予算、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を実施するための国庫補助事業費について所要の予算措置を講ずることとしたほか、町民生活に直結する町独自の政策を併せた実施に要する経費等について所要の予算措置を講ずるものでございます。それでは歳出からご説明いたしますので7ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費では新型コロナウイルス対策への備えとして、消耗品10節需用費備蓄用マスク等の購入費用として3,550千円を追加し、特定財源として特別定額給付金給付事業費補助金2,606千円を充当、6目企画費では特別定額給付金事業に対応するための事務経費及び給付金を計上しており、10節需用費では給付対象者へ送付する書類・封筒等の購入ならびに印刷に係わる費用として4

亀野総務
企画課長

53千円の追加、11節役務費は郵便料、口座振込手数料として3,704千円の追加、18節負担金補助及び交付金に特別定額給付金605,000千円を追加し、全額特別給付金給付事業費補助金ならびに事務費補助金を見込んでいるところでございます。次に新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世代に対し、臨時特別給付金が支給されたことに伴い3款1項1目社会福祉総務費で10節需用費では新型コロナウイルス対策への備えとして、消耗品費に備蓄用マスク等の購入費用として100千円の追加、11節役務費では給付に伴う郵便料59千円、感染防止対策手数料等に200千円、口座振込手数料132千円、合わせて391千円を追加し、特定財源に子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金を充当してございます。8ページをお開き願います。3款2項4目児童手当では子育て世帯への臨時特別給付金として、18節負担金補助金及び交付金に6,600千円を追加し、特定財源に子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金を同額充当してございます。次に7款1項1目商工振興費では新型コロナウイルス感染症の影響に関し商工業支援策として、18節負担金補助金及び交付金に商品券発行事業助成金3,000千円、次に事業者向け経済対策として雇用調整助成金や持続化給付金等、各種制度について申請を行う際の代行費用に対して商工業活性化推進事業助成金2,000千円、町内飲食店、旅行業、運送業を緊急的に支援するための事業・雇用継続支援金として10,000千円、合わせて15,000千円を追加し、特定財源として愛のまち建設基金3,000千円を充当してございます。続きまして10款1項2目スクールバス管理費で密集軽減を図るため、特別運行分としてスクールバス運行委託料を12節委託料に657千円の追加、次に9ページをご覧いただき、10款2項1目学校管理費で臨時休校に伴い郵送物が増えることにより11節役務費に453千円の追加、2目教育振興費で17節備品購入費では小学校の臨時休校を踏まえ、自宅学習を補助するとともに、GIGAスクール構想実現化に向け機器購入費用として13,354千円を追加し、特定財源として公立学校情報機器整備費補助金6,125千円、愛のまち建設基金繰入金7,229千円を充当、10款3項1目学校管理費で小学校と同様、郵送物増に伴い11節役務費に郵便料294千円を追加、2目教育振興費でスクールバス内の密集軽減を図るためバス増便による自動車借上料として13節使用料及び賃借料に3,300千円の追加、17節備品購入費では中学校の臨時休校を踏まえ、自宅学習を補助するとともに、GIGAスクール構想実現化に向け機器購入費用として10,448千円を追加し、特定財源として公立学校情報機器整備費補助金4,255千円、愛のまち建設基金繰入金6,193千円を充当いたします。次に10款4項1目学校管理費で小、中学校同様、郵送物増に伴い11節役務費に郵便料243千円を追加するものでございます。次に歳入についてご説明をいたしますので6ページをご覧願います。特定財源以外の一般財源ですが、18款1項1目1節繰入金の前年度繰入金17,032千円を追加計上して収支の均衡を図ったところでございます。以上で説明を終わり

		ます。ご審議いただき可決決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。
	秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。
	加藤議員	1 番 加藤議員。
	加藤議員	新型コロナウイルス対策に対しての補助金等、商工会活性化のための支援金も含まれているのですが、今回の支援の部分は結果的に3、4月に起きている経営へのいわゆるストレスの部分を解消するためのお金だと私は思っているのですが、国の自粛要請がまだ5月いっぱいまで続くという背景の中で、今回も補正の他に次の手も考えなければならぬと私は思うのですが、その部分の考えを町長はおありでしょうか。
	秋間議長	町長。
	小林町長	今お話がありましたとおり、交付金がだいたい65,000千円位で、今回の補正額に対応する充当分が約23,000千円位と考えています。あと残り40,000千円位でありますけれども、これらについても商工振興であるとか、今後の対策として検討して6月の定例会にかけさせていただく予定であります。
	秋間議長	1 番 加藤議員。
	加藤議員	是非とも一過性のもものではあっても、これだけ期間が長ければ検証しながら、第2弾、第3弾と色々手を打たなければならない。そして商工者も含めて、またパートで働いている方々の仕事が切られたりする個人的なものもあろうかと思えます。少し調査の幅を広げて取りこぼしの無いような思索をとっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
	秋間議長	その他ございませんか。
		(な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
10		日程第10、議案第4号、令和2年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。
	藤村保健福祉課長	保健福祉課長藤村より、議案第4号士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。補正の内容は、先ほど議案第1号で可決決定いただきました国民健康保険条例の一部改正したことによるもので、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ667千円

		を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,018,851千円に改めようとするものであります。歳出からご説明いたしますので5ページをお開き願います。2款1項6目傷病手当金18節667千円の追加で新型コロナウイルス感染症の療養のため、仕事が出来なくなった被保険者に対して給付するものでございます。特定財源として同補助金を同額充当するものであります。歳入につきましては特定財源で説明しておりますので省略させていただきます。以上で説明を終わり、よろしくご審議のうえ可決決定賜りますようお願い申し上げます。
秋間議長		これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
秋間議長		質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
秋間議長		討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
秋間議長		異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。 これで本日の日程は終了しました。 会議を閉じます。 令和2年第1回土幌町議会臨時会を閉会します。
矢野 事務局長		議場内の皆様、ご起立願います。
秋間議長		御苦労様でした。
		(午前10時38分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

